

甲府市監査委員告示第7号

甲府市職員措置請求に係る勧告（令和4年11月25日付け甲監発第35号）に基づき、別紙のとおり甲府市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づく通知がありましたので、同項の規定により公表する。

令和5年3月29日

甲府市監査委員

相 良 治 彦

雨 宮 均

小 澤 浩



環 発 第 5 3 7 号

令 和 5 年 3 月 2 7 日

甲府市監査委員 相良 治彦 様  
甲府市監査委員 雨宮 均 様  
甲府市監査委員 小澤 浩 様

甲府市長 樋口 雄一



甲府市職員措置請求に係る監査結果に基づく措置について（通知）

令和4年11月25日付け甲監発第36号で通知のありました勧告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 勧告の内容

甲府市有価物回収事業補助金を交付するについて、事務手続きを精査する中で、要綱の不備や不適切な事務処理の是正を行うなど、令和5年3月31日までに必要な措置を講ずることを勧告する。

2 措置の内容

甲府市有価物回収事業補助金を交付するについて、次の（1）から（5）までの措置を講じた。なお、措置内容の詳細は、別紙「甲府市有価物回収事業補助金交付要綱」に規定した。

- （1） 実勢価格を甲府市有価物回収事業補助金に反映するため、現況単価及び売却予定単価の設定基準を定めた。（第2関係）
- （2） 自治会買上単価の設定基準を定めた。（第2関係）
- （3） 有価物回収に関する協定書に規定した内容を甲府市有価物回収事業補助金交付要綱へ包含した。（第4、第5関係）
- （4） 甲府市有価物回収事業補助金の交付方法を定めた。（第9第2項関係）
- （5） 売却予定単価及び自治会買上単価の見直し方法を定めた。（第6第1項関係）

